

住警器 全戸に付けよう のぼりべつ

～ 住宅用火災警報器の設置は義務です ～

**住宅防火の第一歩は
あなたを守る住警器から**

住宅用火災警報器（住警器）は平成二十三年六月より設置義務化されました。

では、なぜ一般の住宅に住警器を設置しなければならぬのでしょうか。

これは、火災による死者の9割が一般住宅で発生し、そのうちの6割が逃げ遅れる原因で尊い命を失っているからなのです。



住警器で火災の発生をいち早く知る事ができれば、早く避難をしたり、119番通報を行って被害を最小限にすることが出来ます。

道内各地から

住警器の奏功事例が寄せられています

事例1 白老町

隣の住人が「ピーピー」と音が聞こえたので窓から隣の家を見ると、玄関と窓から119番通報した。消防隊が到着し家に入ると火がついた。力セツトコンロに鍋が掛けられたままだった。隣人に知らせたため、大事に至らなかった事例です。



事例2 函館市

こどもの火遊びによりベッドの寝具が燃え、発生した煙により子供部屋の住警器が作動。居間にいた親が異常に気づき消火器で消火して大事には至らなかった。



事例3 釧路市

住宅の基礎まわりの雑草を焼却して除草していたところ、住宅内に若干の煙が漂い、住警器が鳴り始めたので確認すると基礎部分から火災が発生しているため119番通報。住警器が鳴らさずそのまま作業を続けていたら被害が拡大していたと思われる事例です。

もしもの時のために
住警器を必ず設置しましょう